

損害輕微に付一人當五圓とし、七百圓程度迄譲歩更に交渉したるも纏まらず越へて六月七日の折衝に於て次の通り解定した九、解決條件

- 1、上級船員三名は船体の買置契約成立迄船内監視員として繼續雇傭し本件より別個に解決すること
- 2、下級船員十二名に對し其の給料（給料最高五拾五圓、故に參指圓緒仕一名拾七圓）の二ヶ月分を支拂ふこと但し内一ヶ月分は八日支給し、残り一ヶ月分は七月七日大阪に於て支拂ふこと
- 3、所持品手當は一人宛五圓を支給すること
- 4、旅費は支給せず、六月九日出帆の所有船第二春陽丸にて大阪迄使來せしむること但し使來手當として各一人當五圓支給す

り、右乗組員は可及的速かに商店所有船に乗船の優先權を認めらるること

以上